

平成 26 年 7 月 31 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531058

研究課題名(和文) 米国における分権改革下の「学校のマクロ・ポリティクス」に関する研究

研究課題名(英文) A study on school micro-politics under the decentralization of education in USA

研究代表者

山下 晃一 (Yamashita, Koichi)

神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授

研究者番号：80324987

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円、(間接経費) 1,050,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、わが国との比較も念頭に、米国における教育行政・学校経営をめぐる理論と実践を素材として、現代教育実践が社会的諸関係の中で経済的要因・感情的要因(信頼、ルサンチマン等)に根ざす権力から影響を受ける実態を踏まえた上で、単なる民意の反映等、従来の諸発想の限界を指摘すると同時に、教師や保護者等の関係者が各々の影響力行使を教育の本質的理念に沿うよう自覚的に編み上げ直す営為および現象として学校のマクロ・ポリティクスを再定義し、教育政治概念・実践へとつなげていくことの有効性と必要性を明らかにしている。

研究成果の概要(英文)：This research has focused on theories and practices regarding school micro-politics in educational administration and school management in U.S.A., seeking the potentiality of the comparison with those in Japan. It clarified that contemporary educational practices have been under the effect of powers arising from economic and emotional factors, such as socio-economic status, trust and resentment. If school micro-politics mean merely considering or reflecting the will of the people, it serves as a mechanism for justifying the negative reproduction of whole society with repression on individuals. The concept of school micro-politics should be redefined as one which has the meaning that teachers, parents and other people unlearn and weave again their own influences and interests along with the ideal of education. It also should be connected and expanded into the concept of educational politics.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：教育行財政 学校経営 学校政治 教育政治 教員評価 学校 地域間関係

### 1. 研究開始当初の背景

近年のわが国における教育行政改革では、学校の「自律性向上・裁量拡大」が目指され、学校評価等の「評価」による質の維持・改善と、「アカウントビリティ(説明責任)」の追及とを併せた「学校分権」とも呼びうる諸施策が進められてきた。

こうした体制は、各校の自由で創造的な教育活動を促しうる反面、学校ごとに様々な葛藤・抵抗・不安等を生み、反応が大きく異なることも予想される。さらに、評価や責任追及が学校裁量拡大へ一体的に組みこまれることで、各校教職員の間に過度の職務増大感や強迫的自責感を生み、むしろ抑圧・不自由につながりうる等の逆説も懸念され始めた。現行の制度改革が各学校で引き起こす多様な作用と帰結を的確に分析し、政策や実践への新たな示唆を見出すことが重要な課題となりつつある。

その際の重要な手がかりとして期待されているのが、90年代以降の英米で展開されている「学校のミクロ・ポリティクス」論である。そこでは、従来のように学校内部の諸事象非政治的と捉えず、諸利害の対立・調整、権力行使等が見られる過程として位置づけ直される。

わが国でも、開かれた学校等の取組を通じた「新たな参入者」の増加等も視野に入れて、学校内の「政治的なもの」を分析することが今後の研究課題とされている。また、各学校が上述の諸施策に向き合うときの、対立・葛藤を含む「複雑性・不確実性に満ちた多様な反応過程」を理解しうる枠組として、改めて「学校のミクロ・ポリティクス」研究の有効性を指摘する声もある。しかしながら、課題意識としての重要性は指摘されるものの、基本概念の吟味、研究視点の確立、実態分析手法の開発等、具体的に研究を進展するための方法論については、未だ十分に検討・構築されているとは言えない。

### 2. 研究の目的

本研究では、第一の目的として、わが国への適用可能性の検証もしくは研究発展の示唆獲得を念頭に置いて、米国における近年の「学校のミクロ・ポリティクス」に関する研究動向をレビューした上で、そこにみられる設定課題、諸概念規定、調査手法、知見蓄積等の発展過程を解明することを目指す。

第二の目的として、上記作業の妥当性検証および精度向上を兼ねて、研究動向レビューで浮かび上がった方法等を援用・活用した「学校のミクロ・ポリティクス」の事例調査研究を試論的に行う。とりわけ日米両国で評価・責任追及型の教育改革が共通に取り組みされていることに着目して、まずは米国における各学校の対応の現状・特質・課題を解明し、可能であればわが国における事例研究にも着手して、双方の異同を吟味することによって、日米比較研究となることを目指す。

### 3. 研究の方法

第一の目的については、以下のような具体的作業に取り組む。既に米国でも、1990～2000年初頭頃までの「学校のミクロ・ポリティクス」に関する研究動向については、Malenらによる詳細なレビューがあるが、NCLBの施行以降に急速に増加した研究群については十分に追跡されていない。本研究では、それら業績に深く学びつつも、新たなものを中心として、改めて研究動向を可能な限り包括的に精査する。

この作業の中で、1)いかなる課題設定がなされているかとその意義、2)分析上の諸概念の規定と相互関連の構造、3)学校での実態調査手法のバリエーションと利点・限界、4)「学校のミクロ・ポリティクス」の規定要因や過程の描写・構造化・モデル化等の把握の様相、5)政治学・社会学等の他学問領域の利用・影響・関連状況等に焦点を当て、それらの解明を行う。その上で、これら米国の研究枠組みが、わが国固有の実情を踏まえたときに、どのような形で適用可能・不可能か、適用に際して変更すべき箇所は何か等を、日米両国の教育制度や政治文化の相違等にも配慮しながら考察していく。

第二の目的については、「学校のミクロ・ポリティクス」の観点から、特に「学校評価をめぐる政治力学」の解明を目指す。検討素材としては、1)学校に対する成果評価を強力に推し進めた都市部学区(デトロイト、シカゴ等)と、2)意図的な小規模化を通じて校内の人間関係の再編を試みる「スモールスクール運動」から主に取り上げる。

米国でも、わが国と同様に学校分権型の改革が進んでおり、これら事例では各校の対応が鮮明に浮かび上がる。「教育成果をどう評価するか」に関する考え方が、学校の中でいかに生み出され、支持・不支持を受けたのか、あるいはこれらをめぐって、教職員や保護者・住民等の関係者の不満や不安、抑圧や負担過剰の発生の有無や、その対応等を含んで、誰のどのような要求が貫徹・変容したのかといった「学校評価をめぐる政治力学」を検証する。このような作業を通じて、さらに可能であればわが国の状況についても調査研究を進めて、学校分権の時代における問題点と今後の方向性を明らかにするための手がかりを得たい。

### 4. 研究成果

(1) まず米国における近年の研究動向をレビューし、設定課題の推移、諸概念の規定、事例分析の概要と手法、蓄積された知見等の整理を行った。次いで、学校において展開されるミクロ・ポリティクスの現状・特質・課題を解明する上で有益と思われる二つの具体的検討テーマを設定して、それぞれ個別論考としてまとめるに至った。

第一に、教師と保護者間の関係性を根源的に考えた場合、その政治力学の淵源として大

きな影響を持つことから、教員養成段階における問題状況と取り組みに着目した。近年の米国における学校・地域間関係に関する研究動向を概観すると、教員養成段階から取り組むことの必要性・有効性が強く指摘されていることがわかる。このことは従来わが国では十分に注目されていないにもかかわらず、理論的実践的に重要な論点となり得ることから、その概要と特質について解明を試みた。その結果として、こうした取り組みが、社会経済的要因等の規定力の強さから、教員志望者に無力感や罪悪感のみをもたらすおそれ残る一方で、教師としての専門的権威を帯びる前の段階でこそ「異文化」としての保護者・地域の実態を直視し、自分自身や自らの環境との関係を考えていくことによって、教師としてのアイデンティティ形成に織り込みうるとの信念が析出できた。その信念の下で、単なる保護者への同情や、あるいは慈恵的・福祉的な関わり方ではなく、学校教育固有の役割に即して、保護者との関係構築を目指すことのできる基礎的な資質・能力の育成を目指されていることを明らかにした。

第二に、当初予定した具体的素材の一つである米国スモールスクールについて、とりわけ一定の規模および空間内における諸主体の関係性と教育実践との相互作用の観点から、従来は十分に照射されていなかった理論的基盤について整理・吟味を行った。その結果、規模・人間関係の質・学校組織ガバナンスの密接な意識的連関付けによって「真正の教授」を目指すという基本的構図が浮かび上がった。

(2) 次いで、以下の3点に焦点を当てた研究に着手した

第一に、教師・保護者間の関係について、上記研究から継続して教員養成における実践をさらに掘り下げて教育方法上の特徴を検討すると同時に、政治力学が一層鋭敏化すると思われる特別支援教育をめぐる状況についても事例収集・分析を進めた。特に後者では、教師と保護者間の対立・葛藤を前提としつつも、それが児童生徒の特別な教育的ニーズに応じた“教育サービスや支援の内容の質、それらの発展・進歩”に関心を向け、少しでもその改善・向上に資するような形へと両者間の政治力学が移行することを目指し、紛争解決制度が構築されている様相を看取した。このことは、今後の学校ミクロ・ポリティクスを踏まえた学校経営制度の構想へ向けて重要な示唆を与えうる。

第二に、学校に流入する保護者・住民の意向の扱われ方について、単純な民意反映は、教育の社会的規定(人材養成・選抜・配分等)の無自覚・無反省な目的化を強化する傾向を有し、不平等化装置としての学校の機能強化、社会の消極的ないし縮小的再生産等を結果しうる、という問題への配慮を優先させる必要性を明らかにした。これまでの調査で入手した諸資料をわが国での受容状況とも重ね

ながら検討した結果、教育委員会制度の原型である学校会議を再評価することによって、教育固有の政治のあり方の特性的原理として、民意の可謬性、市民の学習に基づく選好変容、設置単位・領域等を導き、学校ミクロ・ポリティクスを考える際の評価尺度として有効性を持ちうるという可能性を示した。

第三に、これらの力学の下で実施される学校評価の問題について、学校教育に対する社会的公認・承認の質という観点からの検討を行った。さらに教員評価の問題に絞って考えたとき、適切な制度設計を欠いた状態では教師への過剰な責任追及に終始するという問題があることを明らかにした上で、米国の論者の議論をひもとくことによって、発達への助成的介入という筋から教師の貢献度を測定し、それを保護者・住民・社会の側が理解・練成していくという展望を示した。

(3) これらを踏まえた研究総括として、まず、教師に対して抑圧的な影響力を及ぼしうる学校内部のミクロ・ポリティクスの構図について、近年、教育改革上の重要争点となり続けている上記教員評価の問題に継続して焦点化した上で解明した。そして、教育成果における教師以外の要因への着眼的困難性、個別教師・学校の成果と学校軍全体の成果との関連性、結果測定の制的尺度から動的尺度への転換、さらには多忙化と教員評価、教師への社会的公認・承認・支持と教員評価制度との関係政党、わが国における実践的含意に注力しつつ論考をまとめた。

これらの研究成果をベースとしつつ、特に学校における教育内容・教育方法が教育改革全体の政治力学から受ける影響についても知見を示すよう、一般向けの教育関連雑誌から寄稿を求められ、また、報道番組等への出演を複数回にわたって依頼され、それに応じること等によって、当初の目的の一つであった研究成果の社会への還元についても、可能な範囲で努めた。

さらに、既存の学校内部にとどまる視野から、教育をめぐる専門家・市民間関係という教育的関係を検証軸として共通させながら、この観点からの教育委員会制度を視野に入れて、改めて教育行政の固有性の再検討にも議論を展開することができた。すなわち同制度をめぐる、単なる市民の意向反映や、教育行政専門家と素人との抑制と均衡(チェックアンドバランス)に本質的理念を見いだすべきではなく、現代教育実践が社会的諸関係の中で経済的要因・感情的要因(信頼、ルサンチマン等)に根ざす権力から影響を受ける実態を踏まえた上で、教師や保護者等の関係者が各々の影響力行使を教育の本質的理念に沿うよう自覚的に編み上げ直す営為および現象として学校のミクロ・ポリティクスを再定義し、「教育政治」概念・実践の新たな可能性を見いだす必要性を示し得た。こうして、次年度以降の科研費採択課題(基盤C)へと発展させることのできる重要論点を析

出するに至っている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

山下晃一, 榎景子, 可児みづき, 小島倫世, 豊田貴紀「現代アメリカ地方教育行政における『急進的』改革の事例研究 ワシントンD.C.: 教育監ミシェル・リーによる教員処遇策」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』7巻2号, 査読有, 2014年, 79-95頁。

山下晃一「教育委員会制度をめぐる規範理論的課題 “教育政治”に向けて」『日本教育行政学会年報』第39号, 査読無, 2013年, 206-208頁。

山下晃一「社会総がかりの子どもの健全育成」『教職研修』494号, 査読無, 2013年, 88-89頁。

山下晃一「『いじめ防止対策基本法案』の成立後の影響を探る」『教職研修』489号, 査読無, 2013年, 77-79頁。

山下晃一, 可児みづき, 榎景子「教員制度の再編と政治過程をめぐる今日の研究課題 米国における新任教員支援・教員評価を手がかりに」『教育行財政研究(関西教育行政学会)』第40号, 査読無, 2013年, 33-42頁。

山下晃一「大阪府における『授業アンケート』制度の導入と課題 アンケート結果を反映させる人事評価」『季刊教育法』第176号, 査読無, 2013年, 58-61頁。

山下晃一「教員の専門性と社会的予期の相互調整をめぐる問題 日米の状況から」『教育制度学研究(日本教育制度学会)』第19号, 査読無, 2012年, 159-164頁。

山下晃一「アメリカにおける学校経営参加制度の到達点と課題 参加制度の理念的基盤と研究方法論を中心に」『日本学習社会学会年報』第8号, 査読無, 2012年, 35-39頁。

榎景子, 山下晃一「米国学校改革における「スモールスクール」の理論的展望 K. ストライクによる新たな提起を素材として」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』5巻2号, 査読有, 2012年, 55-64頁。

山下晃一, 可児みづき, 榎景子「教師・保護者間の関係構築に向けた教員養成上の課題と実践 米国における試みに焦点を当てて」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』5巻2号, 査読有, 2012年, 85-94頁。

[学会発表](計9件)

Koichi Yamashita, “Comments: Rethinking and redefinition of principles on constructing educational system: teacher education and board of education in USA and Japan”, Consider our educational reform from the viewpoint of local

districts, nations and globalism, 2014.3.15., Kyoto University.

山下晃一「学校教育における体罰・暴力・ケア」, 「教育と暴力」研究会第2回, 2013年11月1日, 北海道大学。

山下晃一, 可児みづき, 榎景子「米国地方教育行政における『強権型リーダーシップ』の展開と帰結 ワシントンD.C.を事例として」, 関西教育行政学会4月例会, 2013年4月20日, 京都大学。

山下晃一「教育委員会制度をめぐる規範理論的課題」, 日本教育行政学会第47回大会, 2012年10月28日, 早稲田大学。

山下晃一, 可児みづき, 榎景子「アメリカにおける教師・保護者間の関係構築に向けた模索 教員養成での取り組みから」, 日本教育行政学会第47回大会, 2012年10月28日, 早稲田大学。

山下晃一「21世紀教育改革の原理を問う(1) 教員制度の観点から」, 日本教育制度学会第19回大会, 2011年11月20日, 玉川大学。

山下晃一「学校教育をめぐる政治状況と教員制度 米国の経験・日本の経験」, 日本教育制度学会第19回大会, 2011年11月20日, 玉川大学。

山下晃一「アメリカにおける学校経営参加制度の到達点と課題 参加制度の理念的基盤にかかわる問題を中心に」, 日本学習社会学会第8回大会, 2011年9月4日, 岐阜大学。

山下晃一「保護者との合意形成及び意見調整・調停の仕組み アメリカの場合: 教育行政・制度研究の立場から」, 日本教育学会第70回大会, 2011年8月24日, 千葉大学。

[図書](計4件)

日本教育行政学会研究推進委員会編『首長主導改革と教育委員会制度』福村出版, 2014年(山下晃一「教育行政の固有性と首長の影響力」138-155頁)

篠原清昭編著『教育のための法学』ミネルヴァ書房, 2013年(山下晃一「学校参加と教育法」245-259頁)

日本教育制度学会編『現代教育制度改革への提言(下)』東信堂, 2013年(山下晃一「教員制度改革の争点と展望 教員評価の問題を中心に」70-86頁)

渡部昭男編著『日本型インクルーシブ教育システムへの道』三学出版, 2012年(山下晃一「アメリカ 学校 保護者間の“対立・葛藤調整システム”の構築と運用」131-144頁)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山下 晃一 (YAMASHITA KOICHI)

神戸大学・大学院人間発達環境学研究科・准教授

研究者番号: 80324987

以上1名